

## 第 1 審査会の結論

異議申立人からの「平成 22 年 4 月 1 日の昇給発令通知書の所属配布用の一覧表の写し（主査がいる所属に限る。）」との公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）の規定により長崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示請求の内容

異議申立人は、平成 23 年 2 月 5 日付けで、条例第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して本件開示請求を行った。

### 2 処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、「平成 22 年 4 月 1 日付けの長崎県職員（警察、教育部局を除く。）の昇給昇格発令通知書（所属配布用）の写し（主査がいる所属に限る。）」を特定し、平成 23 年 2 月 21 日付けで異議申立人に対し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に対し通知した。

### 3 異議申立ての経緯

異議申立人は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 23 年 2 月 22 日付けで異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

## 第 3 異議申立人の主張の要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「不服申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

部分開示決定通知は、条例に違反している。そもそも条例は県に公文書を公開する義務を課したものであり、県が積極的に公文書を開示するのを旨とする。

まず、部分開示は不当であり、条例第 8 条によれば部分開示決定通知書では有意な情報が記録されていない。開示しない部分を除くと何も残らない。

所属名、所属コード、職員番号、氏名については、元々開示を求めている。

給料表、級、号給、給料月額を開示したら特定の個人がどうやって識別できるのか一般県民には全く分からない。

給料表、級、号給、給料月額は開示すべき。公務員の給料は特定の個人が識別されないなら開示すべき。

#### 第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件対象公文書について

本件開示請求は、「平成 22 年 4 月 1 日付けの長崎県職員（警察、教育部局を除く。）の昇給昇格発令通知書（所属配布用）の写し（主査がいる所属に限る。）」の開示を求めるものである。

##### 2 部分開示とした理由

###### (1) 不開示とした情報について

本件処分において不開示とした情報は、「所属名、所属コード、ページ番号、職員番号、氏名、給料表、級、号給、給料月額」である。

なお、保障額については、平成 18 年 4 月 1 日に実施された給料表の切り替えの際、現給を保障するため設けられたものであるが、保障額の金額だけでは特定の個人を識別することはできないため、開示と判断した。

###### (2) 不開示とした理由

上記（1）の不開示情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、仮に氏名を除いたとしても、これらの情報を組み合わせられることにより、特定の個人を識別できる可能性があるため、条例第 7 条第 1 号に該当し、同号ただし書には該当しない。

#### 第 5 審査会の判断理由

##### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本件開示請求の内容及び実施機関からの説明により、「平成 22 年 4 月 1 日付けの長崎県職員（警察、教育部局を除く。）の昇給昇格発令通知書（所属配布用）の写し（主査がいる所属に限る。）」（以下「本件対象公文書」という。）であると認められる。

本件対象公文書は、昇給昇格発令のあった職員が在籍する所属ごとに作成され、該当所属に配付されるものであり、所属名、所属コード、ページ番号、職員番号、氏名、給料表、級、号給、給料月額及び保障額から構成されている。

実施機関が条例第7条第1号に該当するとして不開示とした部分は、「所属名、所属コード、ページ番号、職員番号、氏名、給料表、級、号給、給料月額」（以下「不開示情報」という。）である。

## 2 条例第7条第1号の該当性について

### (1) 条例の規定について

実施機関が本件処分において不開示の理由としている条例第7条第1号の規定は次のとおりである。

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

### (2) 不開示部分の条例第7条第1号本文の該当性について

不開示情報のうち、職員番号、氏名、給料表、級、号給、給料月額は、特定の個人を識別することができる情報又は県のホームページ、県職員録などから容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、若しくは識別することが可能な情報と認められることから、条例第7条第1号に該当すると判断する。

### (3) 不開示部分の条例第7条第1号ただし書の該当性について

上記のとおり、職員番号、氏名、給料表、級、号給、給料月額については、条例第7条第1号に該当すると認められるが、同号ただし書に該当する場合には、例外的に開示することとなるため、当審査会では以下のとおり検討した。

#### ア ただし書アの該当性について

個々の県職員の給料に関する情報について、公にする法令や慣行等もなく、

また、現に公衆等が知り得る状態に置かれている実態もないと認められることから、ただし書アには該当しないと判断した。

イ ただし書イの該当性について

人の生命、健康、財産等を保護するために、公にする必要性が認められないことから、ただし書イには該当しないと判断した。

ウ ただし書ウの該当性について

個々の県職員の給料に関する情報について、当該職員の具体的な職務遂行の内容に直接結びつく情報とは言えないことから、ただし書ウには該当しないと判断した。

3 本件処分の妥当性について

不開示情報のうち、所属名、所属コード、ページ番号については、特定の個人を識別することはできず、また、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められないから、条例第7条第1号には該当しないと考えられるが、異議申立人はこれらの情報の開示を求めていることから、本件処分は妥当であると判断する。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年 3 月 2 日	・ 実施機関から諮問書を受理
平成23年 3 月22日	・ 実施機関から理由説明書を受理
平成23年 4 月 3 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成23年 4 月25日	・ 審査会（概要説明）
平成23年 6 月27日	・ 審査会（審査及び実施機関から意見聴取）
平成23年 8 月26日	・ 審査会（審査）
平成23年 9 月30日	・ 答申

長 崎 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職	備 考
石 橋 龍 太 郎	弁 護 士	会 長 職 務 代 理 者
今 福 雅 彦	長崎新聞社総務局長	
岡 本 芳 太 郎	長崎大学経済学部教授	会 長
福 村 喜 美 子	N P O 法 人 グ リ ー ン ク ラ フ ト ツ ー リ ズ ム 研 究 会 は さ み つ ん な む 会 会 長	
山 中 英 子	司 法 書 士 ・ 行 政 書 士	